

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目八の二コーポル幢ヶ谷九〇四 電話(03)3337714649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

「支払い能力論」が経労委報告の眼目

滝野 忠……………2

資料1 経営労働政策委員会報告・要旨(経団連、〇四・十二・二四)

「人材力」育成などを強調……………3

資料2 経団連会長メッセージ要旨(経団連タイムス、〇五年一月二日)

教育現場に競争原理と評価制度……………3

時代閉塞の現状での希望への脱出口(一)

六津 五郎……………4

鉄建公団訴訟「公正判決を求める五十万署名」獲得

木山 誠……………5

―勝利判決をもぎ取る抗議行動の全面展開を準備しよう!―

グローバルバリズム

―現代資本主義の基層(一)―

伊勢 太郎……………9

社会保障は歴史的産物

―社会保険、自己責任、公的年金(下)―

塚本 鉄男……………11

読者からのおたより……………13 編集部だより……………10

旬刊 社会通信

NO. 923

二〇〇五年一月二二日号

二〇〇五年一月二二日発行
(毎月一日・二二日・三十一日三回発行)

「支払い能力論」が経労委報告の眼目

三年前まで、主要な財界組織は二つあった。労務管理を中心とする日経連、財界の政策を政権党に強制する経団連である。二つの団体は合併し、日本経団連が発足した。旧日経連の活動を継承するのが経団連経営労働政策委員会。「春闘は終焉」といいながら、「経労委報告」を出し続ける。なぜか。労と資の話し合い、協議を続けんがためである。

○五年版「経労委報告」は労働界に波紋を巻き起こしている。「報告」が①「働く人の努力に積極的に報いる必要」、「生産性の向上や人材の確保などのために賃上げが行われる場合も」、②「人を大切にする姿勢」、「現場力」を強調したことである。

共産党系の全労連は前者を「つまみ喰い」し、日本経団連は「大企業一人勝ちを許さない、との労働者・国民の声を無視できなくなった」と、手前勝手に論評する。民主支持だが自民とも仲良くしたい連合は、「ミクロ企業の論理」と報告を一蹴する。しかし、「春季生活闘争における労使交渉は問題意識を共有する場」「経営者は、労働組合の切実な要求をしっかりと受け止めよ」と懇願する。「春闘終焉論」に連合会長は「労使交渉が春闘」と反論するだけだから、連合と経団連の主張は一致し、「春闘」となる。もつとも笑止、主観的なのがある労働組合専門誌の「賃上げについて「寛容」になった」との主張だ。

なぜこんなにも日本経団連への「期待」が表明されることになるのか。理由はさわめて簡単だ。その場かぎりで論評し、歴史が省みられていないことだ。経労委報告の歴史は、一九七四年以来の「大幅賃上げの行方研究委員会報告」、「賃金問題研究委報告」、さらには「労働問題研究委員報告」と、三十年にもおよぶ。これら報告で財界が春闘対策としたのが、①生産性基準原理による「賃上げ」、②その結果としての企業の支払い能力論による「賃上げ」意識の浸透である。

連合、全労連は一九八九年、バブル絶頂期に総評崩壊とともに結成された。連合主流組合のJIC、旧同盟は春闘にはもともと反対、全労連は総評批判に終始した。九十年代のデフレ（不況）は日経連が生産性基準原理提唱後、総評が賃上げ要求の根拠とした「物価上昇＋経済成長＋生活向上」を根本的に否定、「大幅賃上げ」は姿を消した。

連合はむしろ全労連も企業の支払い能力論に屈服したのである。○五年報告は、この結果である。だから報告はこう云ってはばからない。

「賃金は簡単には下げられず、その上昇が固定費の増加に直接つながるわけで、単年度の業績や短期間の生産性の動向だけで賃金決定を行うべきではない。もはや市場横断的な横並びの、いわゆる『ベア』要求をめぐる労使交渉はその役割を終えた。個別企業レベルにおいては、大幅な生産性の向上や人材の確保などのために賃金の引き上げが行われる場合もあるうし、逆にやむを得ずに賃金引き下げを迫られる事態も生じうるが、今後これらは『賃金改定』と称すべきである」

日本経団連会長は『経団連タイムズ』（○五年一月一日付）に「さらなる構造改革と企業の責任」（新年メッセージ）をのせている。主張は①国民の活力を引き出す、②民間の創意工夫を活かす、③世界のトップランナーとなる、④個人の多様な力を伸ばす、⑤通商・外交・安全保障政策を再構築するというもので、ムキダシの資本の論理が展開される。以下、経労委報告、経団連会長メッセージの要旨を掲げる。

（滝野 忠）

資料1 ◇経営労働政策委員会報告・要旨（経団連、○四・十二・二四） 「人材力」育成などを強調

第1部 企業経営を取り巻く環境と課題

日本がグローバル競争を勝ち抜くには、もてる経営資源を有望分野へ積極的に振り向ける「攻めのリストラ」が必要であり、「人材力」の強化が必須の条件となる。とりわけ人材以外に資源のないわが国では、少子化対策の優先順位を高く位置付けるなど国の意志を明確に示すべきである。企業では、従業員の仕事と生活の調和を図れる環境整備が重要となる。

第2部 経営と労働の課題

1、人材力の育成 自社の人材をいかに動機づけて活用し、またそのための効果的な仕組みづくりをどう進めていくかが、最も重要な課題。その基本的な取り組みが「人材力」の育成であり、多様な人材を活かした経営の推進が求められる。

2、多様な人材を活かすための方策 競争力強化には、人材の多様性を活かす人事戦略が必要であり、若年者や高齢者、女性、外国人、障害者を活用する方策を考えなければならぬ。

3、人事・賃金制度 今後の人事・賃金制度の中心的な課題は、能力・成果・貢献への評価と処遇が整合する制度を、最適の形で確立していくことである。特に、運用面や環境整備に十分な配慮を行い、各企業の実状に適した制度の導入・運用を行うべきである。

4、現場力の復活・向上 現場力の復活には、まずはトップ経営層が現場に深い関心と関与をもち、現場の人々が、より強い当事者意識をもつて努力する仕組みをつくるのが求められる。

5、労働法・労働行政 仕事の成果が必ずしも労働時間に比例しない働き方が増大している現在では、裁量労働制の見直しやホワイトカラー・エグゼンプション制の導入など、労働時間法制の抜本的改正が望まれる。

6、春季労使交渉・労使協議 国際的にトップレベルにある賃金水準のこれ以上の引き上げは困難である。その意味で、市場横断的で横並びのベースアップ要求をめぐる労使交渉はその役割を終え、個別企業においても、賃金管理の個別化が進む中では、賃金の一律的底上げという趣旨で機能する余地は乏しい。

今後の労使関係では、賃金だけでなく労働条件一般、さらに労働条件以外の経済・経営などについても認識の共有化が必要であり、労使協議の役割が一層重要となる。「春闘」はすでに終焉しており、今後は、春季の労使討議の場として「春討」が継続・発展することが望ましい。

第3部 経営者が考えるべき課題

地域経済の本格的回復の鍵を握る中小企業も「攻めの経営」に転じる必要がある。特に、中小企業にとつての課題である資金と人材の問題解決に向けて、産官学の連携が求められる。

企業倫理の確立は、経営トップの責務である。優れた経営者は、企業活動を通じて社会に貢献するとともに、自らの経営理念・ビジョンを掲げ、企業のあるべき道を社会に示さなければならぬ。

◇資料2 ◇経団連会長メッセージ 要旨（経団連タイムス、○五年一月一日）

教育現場に競争原理と評価制度

4、個人の多様な力を伸ばす

国の礎である教育の質の向上と教育現場の活性化を実現するため、教育の多様化を図るとともに、教育現場に競争原理と評価制度を導入し、学校や授業を改革する。こうした観点も踏まえ、教育基本法を早期に見直す。さらに円滑な労働移動と雇用機会の創出に向けて、労働市場・労働基準に関わる規制改革を推進する。女性や高齢者を含め、個人の多様な価値観を反映した雇用・就労形態を整備するとともに、少子化対策の充実を図る。加えて、外国人を積極的に受け入れるための体制を整備する。

5、通商・外交・安全保障政策を再構築する

多角的自由貿易体制の維持・強化を図るとともに、わが国にとって重要な国・地域との間で自由貿易協定、経済連携協定を迅速に締結する。このため、総理のリーダーシップの下で、対外交渉と国内構造改革を一体的に推進するための体制の充実・強化を図る。また、対日投資のより一層の促進に取り組み。加えて、世界平和や国際社会が抱える課題に主体的に関与し、信頼、尊敬される国家を目指す観点から、戦略的な外交・安全保障政策を進めると同時に、憲法をはじめとする国の基本的な枠組みの再構築に取り組み。

時代閉塞の現状での希望への脱出口(一)

ミニコミ誌を粘り強く発行している知人がこの頃よく使う言葉に「苛斂誅求(かれんちゅうききゅう)の時代」がある。江戸時代の農民が七公三民で年貢を搾り取られる様や、明治政府が大増税を課した様を連想させられる。(秩父蜂起事件は後者と不可分)。今日の労働者の「派遣」「パート化」「請負」、低賃金、ピンハネ、就職難、解雇、職場いじめなどの苛烈な状況を指している。また、国民一般への福祉や税金の収奪の状況も指している。論者によっては「新自由主義という名の資本主義の先祖帰り」とか、「人が人を食う、吸血資本主義」「勝ち組、負け組の弱肉強食の時代」なども表現されている。

天才・石川啄木は一九一〇(明治四三)年に大逆事件というデッチ上げ事件を見て『時代閉塞の現状』という評論を書いているが、形は違っても、夢のない鬱屈感に充ちた「閉塞の現状」が一世紀を隔てて到来している感じがしてならない。

国民各階層のことを「上・下・右・左」と表現すると、上(支配層、権力者、為政者)は不正と「隠し」をやり、バレるとテレビや報道写真の中で頭を下げ、悪政と悪法を乱発している。人民大衆はこれに対して怒っているかと思いきや、諦めてしまつて投票所へも行かないし、行つても、この「上」を支えつづける。下(庶民)は、本来、仲間・身内である者を殺したり「振り込めサギ」でダマし取っている。右は国家主義的傾向をいつそう強め、改憲をたくらみ、国民統治体制を強化しようとしている。左は、これらに対して統一・連帯することはなくバラバラである。(口先では、どのセクトも「共同戦線を大きく」などとのたまつてはいるが)。

この閉塞状況が進行して(深まつて)ゆけば、人心は腐蝕し、ついには全体主義・ファシズム化していく。その兆しは既にある。この状況を打開していくには、鋭く感知する人々・組織・機構・勢力がわずかながらでも存在することが不可欠である。考えられるものとしては①マスメディア・ジャーナリズム、②司法(とくに裁判官)、③労働組合と政党、④教育啓蒙者(知識人、学者、教師など)、⑤草の根的な市民運動などであろう。

だがきわめて残念ながら、①④は余りにも衰弱してしまつている。(だから今日の閉塞状況もあるのだが)。すると残るは、個人の心意気に加わり、成り立っている⑤だけが頼りである。これにミニメディア・ジャーナリズムが交差しつづ、今日の微かな希望源となりえている。(これに、②④のまともな方々が加わつた形で⑤が成立)。

さらに「外圧」である。国際的な運動との連帯である。なぜなら、今日の閉塞状況の元凶として「新自由主義グローバリゼーション」があり、国際的な(良き意味でのグローバルな)連帯なくしては打開は困難だからだ。

私が尊敬してやまない知性にして運動家の一人、高田健氏(ワイルド・ピース・ナウのリーダー)は「今からでも遅くはない」と改憲阻止闘争・運動を熱く呼びかけている。

この運動は、実是他の閉塞状況(労働、政治、経済、教育、福祉、文化)の打開と緊密につながっている。憲法が原理的にすべてをカバーしていることを考えれば当然のことではある。希望への有効な脱出口として、この改憲阻止の運動はある、ということだ。裏返せば、万一、挫折するようなことにでもなれば、ファシズムの奈落へ急転落していくということだ。

鉄建公団訴訟 「公正判決を求める五十万署名」獲得

―勝利判決をもぎ取る抗議行動の全面展開を準備しよう!―

(1) 首都決戦のため上京を決意

鉄建公団訴訟が、地裁での最終段階の状況となったことから、猫の手も借りたいほど忙しい原告団事務局を少しでも支え、首都決戦づくりに参加するために「闘争団のアルバイト・貸付金」を返上して、八月から上京した。九月に自分の陳述書の最終書き直しと母の看護でいったん北海道に戻り、再上京し法廷闘争準備の証拠資料と陳述書点検作業や一二・一全国集会参加要請オルグ、そして全国集会、最終個別立証を終え、山田則雄さんとのJR職場回り、田中・沖電気争議門前行動に参加して、一二月七日に東京を離れた。

一〇月七日から始まった法廷での四期日の個別立証は、一二月二日をもって終了し、その際に一二月四日に進行協議、三月七日に最終口頭弁論が決定された。判決は五月連休明けから下旬との見通しである。

最終個別立証の前日には、世論を盛り上げて政府・国土交通省、運輸支援機構、JR、東京地裁を攻め上げる全国集会が開催され、日比谷野外音楽堂には四千二百人が結集した。この闘いは、原告闘争団組合員、四党合意に反対し鉄建公団訴訟を支持する国労機関・JR組合員、そして全国の支援・共闘組織が全力で取り組んで来たものである。

また、最高裁判決に基づく、「地位確認」による一〇四七名の統一闘争の取り組みについては、一一月三〇日に、九名の第二次原告団が結成された。しかし、残念なことに一二・一集会を共に取り組んだ全動労争議団は、弁護団の反対により「地位確認」を求めない損害賠償訴訟となり、期待を裏切る状況となった。

(2) 五十万署名獲得、勝利判決をもぎ取るための原告の行動展開とこれまでの反省点

基本的に、原告の行動量が決定的に不足していることの反省が必要である。

裁判闘争は、最高裁まで決意した闘いであるが、今は力がないから地裁、高裁で負けても最高裁で勝てば良いというものではない。地裁、高裁での原告の闘い方が、支援・共闘の力に反映し、地裁、高裁を精一杯闘った力が最高裁である。

鉄建公団訴訟の情勢分析不足による行動参加のバラツキや、各原告陳述書の内容も十分なものとは言い難い組織状況であったことなどからしても、正月を返上しての組織議論が徹底されなければこの行動を成功させることは出来ない。

勝利判決を勝ち取るためには、鉄建公団訴訟個別立証と一二・一全国集会の取り組みについての弱点を明らかにして、克服しなければならぬ。

原告各自の陳述書作成行動は、国鉄分割・民営化に反対する国労に対する不当な攻撃の実態を明らかにし、その徹底的な議論を深める中から闘いの武器、闘争力の強化となるのであるが、それに至るまでの取り組みは不十分であったことの反省が必要である。

陳述書の作成が提起されたが、原告の中には「忘れた」「何も無い」などから始まり、元職場ごとの議論で、ようやく書いたが裁判長に提出できる十分な内容のものではなかった。弁護団・事務局に何度となく、ただ「採用差別された」「解雇され苦しい生活と闘いを強いられている」というだけでは、裁判長に伝わらない。どのように差別されたのか。

どのように苦しいのかということ、より具体的に書くことを厳しく指示されたのである。しかし、ほとんどの原告は、一回書いて提出すれば後は弁護士・事務局まかせて、提出後に更に証拠資料がしや元職場議論で陳述書の追加書き直しは行われていなかったのである。組織的に、証拠資料がしや、元職場議論、追加書き直し、法廷闘争戦術議論などが繰り返し取り組まれていれば、より鋭い個別立証、抗議行動を展開することが可能であった。また、誰が見ても「これは誤り」「説明不十分」という内容の陳述書は、これは弁護士が読む前に、所属闘争団で書き直しを指導すべきものであった。

鋭い陳述書の出来上がり、鋭い構えの行動になるのである。自らが、国鉄当局・清算事業団当局に弾圧され、差別された事実を文言と意識に明確にすることで、怒りとなり行動となるのである。攻撃された実態を認識出来なければ怒りも持てず、行動にも参加しないことは当然のことである。

陳述書には、弾圧・差別された攻撃の実態、苦しめられた実態をすべて書き、それを持っていけば、どこで挨拶や決意表明を求められてもまったく困ることはない。JR復帰、清算事業団解雇無効の全国オルグは、まだまだ続くのであり現実的な取り組みである。今からでも遅くはなく、個別立証での尋問・証言報告を受け、仲間の陳述書を読ませてもらい、書き直すことで意識を変える必要がある。

この、陳述書の出来上がりと不離一体の行動が、個別立証傍聴参加行動であり、一二・一集会参加要請オルグ行動であった。

石川恵美子さんの尋問で、富田（女性）鉄建公団側代理人は、証言台に詰め寄り恫喝を加えて、石川さんを攻め立てる激しい尋問であった。また、善さんの尋問では、向井（男性）鉄建公団側代理人は、清算事業団がまともな再就職斡旋をしなかったことにより解雇され、苦しい生活を強いられて闘っている実態に対して「若気の至り」とか「一七年経ってどう思っているか」という許されざる尋問を行ったのである。

原告各自には、このような不当な尋問を許さない態勢づくりが求められているのである。それは、前述の不当な弾圧・差別攻撃を鋭く暴露した陳述書の作成であり、原告のすべてが傍聴参加することであるが、これは不十分であり厳しく反省すべき点である。

田島さんは、証言席に座って自分一人になり不安になったが、鉄建公団側代理人の不当な尋問に対して、傍聴席からの批判の声や拍手で勇気づけられたと話していたが、原告の一人一人はこのことをしっかり噛み締めて反省しなければならない。

また、一二・一全国集会は、国労本部が「国労とは無関係の集会」とする文書を内外に送付するなど厳しい状況の中での四千三百名の参加であった。このことから、国労本部が主催した「一一・二六集会に、勝った。勝った。」の総括が一人歩きしている弱さがある。この闘争に勝つためには、一人の参加が必要として設定したのである。

しかし、一二・一集会の参加人数は、目標の半分にも満たなかったのである。このことの厳しい反省が必要である。国労本部の集会よりも多かったという自己満足の総括では、敵を追い込むことは困難である。国労本部には勝ったかもしれないが、敵に勝つために設定した参加人数を達成することが出来なかった不足分を次の行動で挽回しなければ勝てないことになる。

原因は、上京する原告オルグの人数、オルグ期間ともに不足し、国労本部の方針との違

いを明らかにして執拗に食らいつき、もう来るなど言われる位の時間をかけたオルグは困難であった。石を投げれば、原告に当たる位の原告オルグが首都圏を走り回り、宣伝しなければ東京を燃え上がらせ、一万人の参加を勝ち取ることはできない。

もしも、原告団に、本部の一一・二六集会もあり一人は無理であるとか。本部に援助金を凍結され、今は生活のための自活態勢づくりが前提であり、上京行動の参加は無理だが、地裁で負けても高裁で頑張れば良いという認識があったとすれば、鉄建公団訴訟の決定的な理解不足であり、勝利判決を勝ち取ることは困難である。

(3) 五十万署名、抗議行動の具体化

① 公正な判決を求める五十万署名獲得行動については、各原告闘争団・有志原告の可能な数を集約し、不足分は首都圏・大阪で獲得する以外に方法はないのであるから、そのために必要な原告団上京オルグの派遣である。

② 総理官邸、国土交通省、JR、運輸施設整備支援機構に対して、門前法要・追悼集会を含む徹底的な抗議行動を繰り返すことである。

* まずは、抗議行動、宣伝行動には、生命を奪われた仲間の遺影を持参すること

* 抗議行動には、原告・家族・遺族は最低三〇名、五〇名が必要である

* 総理大臣に対する回答期限付要請書の提出。官邸前座り込み・ハンガーストの実施

* 国土交通大臣に対する要請・抗議、大臣室前での座り込みの実施

* 運輸支援機構理事長に対する要請・抗議、理事長室前での座り込みの実施

* JR東日本前での座り込みの実施

* 時期、回数等について、一月の早い時期に議論しなければ二月からの上京行動は不可能である。判決の出る直前での署名提出や抗議行動は意味のないものである

* 宿泊場所は、各団体（人権派の寺なども）に無料（光熱水費は支払）でお願いする

(4) 情勢を正しく分析していないことによる、克服すべき問題点について

① 問題点の一つは、国労本部に揺さぶられる姿勢が見られ、鉄建公団訴訟に集中を欠く結果となったことである。団結がすべてという単純な組織論や情勢分析の誤りにより、孤立を避ける立場に立ったものといえるが、反省が必要である。

四党合意の国労本部が裁判を起こすことはありえないが、政府・国土交通省が、原告団を孤立させ・つぶすことや解決水準を切り下げる目的で、地位確認を求めない勢力の多数派形成のために、国労本部に地位確認を求めない裁判を指示することは考えられるので警戒しなければならない。

いずれにしても、JR採用差別の不当労働行為を否定するILO勧告で「話合いの場」を求めて、万策尽きたら裁判という国労本部分針は完全に破綻していることに確信を持たなければならない。

国労本部は、四党合意の「ゼロ プラス アルファ」という解決水準であることから、何ら疑問も持たずに、「全国キャンペーン運動ニュース速報第46号」で、十一月一日の参議院厚生労働委員会で、民主党の朝日参議の「ILO勧告を真摯に受け止めて、人道的見地から政治的解決をはかるため鉄道運輸機構や国労との話し合いを始めることだと思

が。」という質問に対する尾辻厚生労働大臣の「一般論としてILO加盟国を勧告は拘束しないと認識している。」となめられた答弁を掲載している。

国労本部は、尾辻大臣の「出来る限り尊重していく。関係者の動向を国交省と共に、事態の推移を注視したい」とする答弁部分に期待しているのであるが、「拘束しないことを基本と認識している」政府に土下座要請して、獲得するものは何もない。国労の「土下座要請」の姿勢が、逆に政府を反動的な姿勢にさせているのである。

また、尾辻厚生労働大臣の答弁は、公務員の労働基本権に対するILO勧告も悪い影響を与えるものである。

一・二・一全国集会参加要請オルグに際して、国労本部・地域支部との関係で集会参加はできないとする公務員関係の労働組合役員はもとより、対応したすべての労働組合役員は、尾辻厚生労働大臣の答弁には強い不満を抱いており、日教組の支部役員は国労本部の運動は「変だ」と厳しく批判する実態もあつた。労働基本権を守るために闘う労働組合にとっては、国労本部の方針は極めて犯罪的である。

このように国労本部の誤った方針には、毅然とした態度で臨み、最高裁判決で、不当労働行為の責任は旧国鉄・国鉄清算事業団として法的な決定がされたのであるから、この情勢に基づいた鉄建公団訴訟に集中することである。

②二つ目の問題点は、「企業解散・新会社設立」で「雇用存続を継承させない」とする国鉄改革法（第23条）の不当性を暴露・追及する主張が行われないうことである。

JR採用差別訴訟の使用者責任に対する、五・二八東京地裁判決で「JRに使用者責任はない」とされたことに対して、黒田運輸事務次官は「百年続く判決である」との声明を出したが、政府・独占の本音が出た態度であり、攻撃の本質であつた。

また、最高裁は、JR採用差別訴訟の最高裁判決の一週間前に、「国鉄改革法は憲法違反に当たらない」とする不当な決定を行っている。しかし、我々労働者は、「国鉄改革法は憲法違反に当たらない」とされても、「はい。そうですか。」と引き下がる訳にはいかなないのである。国鉄改革法が存在する限り、この法律の主旨に基づき不当な「国鉄・JR方式」の解雇攻撃を強行されるからである。

国鉄闘争は「今日のリストラ首切り合理化の原点」とは、憲法違反の国鉄改革法（第23条）が、すべての労働者の労働基本権を破壊することを明確にしなければならないのである。しかし、最高裁が憲法違反に当たらないとした、国鉄改革法（第23条）にはまったく触れずに「国鉄闘争は『今日のリストラ首切り合理化の原点』であり、すべての労働者の闘いになっている、闘争支援をお願いしたい」という主張が行われているが、正確な内容の主張ではないことから、国労支援を押しつける要素を持っている。

「鈴木第二臨調設置」「中曽根国鉄分・民」「小泉リストラ首切り」という攻撃の流れから、表面的現象では理解されることではあるが、理論的・実態的には正しい攻撃の背景ではなく、特に若い労働者には理解は困難である。

国鉄闘争は「今日のリストラ首切り合理化の原点」と主張する場合は、「企業解散（倒産）・全員解雇・新会社設立・雇用存続義務なし」という「国鉄・JR」方式による労働

組合つぶしの首切り方法であり、その攻撃の基本は、憲法、労働組合法を否定する憲法違反の法律である国鉄改革法（第23条）であることの具体的な主張が必要である。

労組法違反の不当労働行為事件と、国家権力による憲法や労組を否定する憲法違反の法律による解雇事件とは本質的には大きな違いがある。一般的に不当労働行為の原状回復の闘いは、国鉄闘争のように全国規模で闘われることはない。

このことから、押し付けにならないために、攻撃の本質・事実を明確にした主張・要請が必要である。このことから、国鉄改革法を棚上げにしては勝てないし、国鉄改革法をこのままにして、あいまいな解決で逃げることは、更に同じ攻撃で首を切られることになるのである。

憲法違反ではないとされた国鉄改革法（第23条）を、鉄建公団訴訟「法廷」で争いは出来ないが、大衆行動で政府や司法の不当性を暴露・追及する闘いは可能である。

国労方針では、国鉄改革法（第23条）と闘うことは出来ない。我々との違いである。

③三つ目の問題点は、情勢分析の基本の認識についてである。今日のリストラ首切りの本質は、「新自由主義」である。ケインズ政策の破綻、ブレトンウッズ体制の崩壊による「新自由主義」の経済、政治体制は、多国籍資本による市場経済至上主義として世界の労働者の生活と権利を破壊し続けているのである。世界の労働者と連帯して、この新自由主義、多国籍資本と闘うことが重要な課題である。

WTO（世界貿易機関）が世界の闘う労働者の反抗に合い窮地に立っていることから、二国間のFTA（自由貿易協定）に、スタンスを変えて労働者を攻撃しているのである。一〇月下旬、労働基本権を侵害する内容を盛り込んだ日韓FTA交渉に反対する韓国の労働者八〇名が来日し、会議場所となった外務省を取り囲んで抗議を行った。原告団も連日この抗議行動に参加した。また、原告団の国土交通省前座り込み行動に、韓国の労働者が参加し共に連帯行動を行ったのである。

日本の政府・独占の恐怖は、リストラ首切りの新自由主義に反対する労働者の闘いの高揚である。国鉄闘争、鉄建公団訴訟も新自由主義に反対する闘いを強化することでなければ、政府・独占を追い込むことは困難である。

連合は、日本の多国籍資本の利潤を守る態度であり、反対闘争を組織することは考えられず、この闘いは鉄建公団訴訟原告の闘いにならざるを得ないし、闘わなければ支援・共闘を拡大することも困難である。

学習と議論を深め、新自由主義による、リストラ首切りによる失業者の増大、三万人の自殺という悲惨な実態を暴露し、新自由主義反対を明確にした闘いが重要である。

（木山 誠二）

グローバリズム

— 現代資本主義の基層 —

エジプト王朝、ローマ帝国、ペルシャ帝国、そして元といった国々はアフリカ、地中海諸国、中近東からアジアに覇権を納め巨大王国をつくった。これら古代、中世の王国を世界国家とは呼ばない。当時の地理学、天文学は地球は平板なものと考えられ、「グローブ」

(球)と考えられることはなかった。

地球が「球」であるのを実証したのはイベリア半島の二つの国のカトリック両王の時代、コロンブスから始まった大航海時代以降のことであった。コロンブスは一四九二年八月、スペインのパロスを出航してから七ヶ月後の一四九三年三月、再びスペインに戻った。いわゆる「グローバリズムの時代」の始まりである。

グローバリズムはスペイン、フランスの絶対主義王朝が主導した商業資本の拡大・発展とともに重商主義政策として発展した。この時代の貨殖は地域間の価格差を利用した商売、安く買って高く売ることだった。現ラテンアメリカからは、貴金屬、とくに銀、香辛料が大量にヨーロッパ大陸に流れ込んだ。市場は世界に拡大した。市場の拡大は生産力発展の端緒をつくった。それはまず着衣、綿工業の発展となつてあらわれた。

道具が機械にとつて代わられ、伝導装置は人力から巨大な蒸気機関に置き換えられた。蒸気の力は陸運、海運の構造を一変した。自然の力を利用することで、逆に自然の支配・征服が始まったのであり、いわゆる科学技術時代の到来である。科学の生産力への応用は産業革命の時代をもたらした。近代資本主義の誕生である。

封建的土地地主(貴族)と商業の自由を求める抗争はイギリスにあつてはマグナカルタ時代からあつた。ピューリタン革命を経、土地貴族と資本家の抗争はフランス革命で最高揚期を迎え、資本は古くからの貴族の権益をつきくずしていく。これがいわゆる古典的自由主義の時代で、産業的には繊維産業―綿工業―の時代である。

イギリスの綿工業は古くからのインドの繊維産業を一挙に押しつぶした。イギリスの植民地だったアメリカを繊維産業の原料である綿花の一大生産基地とした。綿花農園では黒人奴隷が労働力とされた。したがって、奴隷貿易がこの時代の主要産業ともなつた。イギリスの産業革命は黒人奴隷をアメリカから貿易拠点のマンチェスターに集め、マンチェスターからアメリカに黒人奴隷を輸出。アメリカでの綿花をイギリスに輸入し、イギリスで作つた綿製品をインド等、全世界に売つたのである。

地球はこうして商品生産と売買の連鎖で一つに結びつけられた。いわゆるグローバリズムの誕生である。商品生産↓市場拡大への欲求↓生産力増強への欲求↓生産力拡大は科学技術を飛躍的に発展させ、資本の支配はいっそう強められていく。資本、資本主義とは生まれながらに世界的、グローバルな存在である。

イギリスの工業的成功は産業の重化学工業化と独占、他方遅れて資本主義化した国ぐには保護貿易主義をとつた。自由貿易主義対保護貿易主義の対立である。保護貿易主義は市場をせばめ、グローバルな資本の性向に対立する。その対立は第一次、第二次世界大戦となつた。

(伊勢 太郎・つづく)

◇ 編集部 だより ◇

▽読み、考える習慣が失われた。現代の「読書」は即物的だ。参考書の類はむろん、レポート、報告書まで「ここが重要」とゴチックで、あるいは赤、黄、青の活字で刻印される。

▽重要か重要でないかは、読書し己の価値観、世界観でかき取るものだ。価値観、世界観はムダな読書、乱読で培われる。この習慣が失われてしまった！文化。社会の退廃の原因である。

▽インターネット、メール、携帯電話は考えることを忘れさせる。ムダとその反省が人間をシンボさせると考えるが、時代遅れなのであるうか。

社会保険は歴史的産物

—社会保険、自己責任、公的年金(下)—

社会保険は「自己責任の修正」

自己責任の最初の修正は、一八八三年ドイツのビスマルクの社会保険による「疾病保険法」である。資本主義の後発国であったドイツは、短期間にかつ強権的に資本主義化を進め、労働者の窮乏化を背景に労働運動が急進化した。

社会体制の危機に遭遇し、ドイツ社会主義労働党の影響を受けた労働運動を圧殺するための「社会主義者取締法」(一八七九年)で弾圧し、その一方で労働者の闘いに譲歩した。その後、欧州各国に広がり第一次世界大戦に根をおろすまでになった。

なぜ社会保険が「自己責任の修正」かと言えば、雇用主が保険料の一部(多くは半分)又は全部(労災)を負担すると共に国も給付費の一部と事務費を負担し法律によって強制したからである。これまでの、「賃金を支払えば労働者がどのようになろうと無関係とした」自己責任の原則から「社会的責任で扶養」との重大な修正である。

しかし、生活を維持するにギリギリの賃金から保険料を徴収されるため労働者からの全面的な支持が得られなかったと言われている。いずれにしても、社会保険は、支配階級が体制維持のために余儀なくされた社会的政策の譲歩である。

社会保険は、保険技術を利用し被保険者の保険料拠出、自己責任という保険原理を資本主義的に用いた。そして保険料拠出、自己責任の義務を果たすことよってはじめてその給付が発生するとした権利と義務の資本主義的な契約関係をあくまでも保持したのである。であるならば資本主義社会における社会保険の論理からしても、労働者にとつての自己責任(自助と自律)とは保険料を納付することである。私たちは、長年にわたつて所得税・住民税そして保険料を払い、また国内に居住し社会的活動をしてきた。これこそが自己責任(自助と自律)であり、私たちはその責任を果たしているし責任を果たしてきた。

社会保険と公的年金の役割

財界の本音 財界の本音を端的に表明したのが、〇二年一二月の経済同友会の政策提言「二〇一〇年までに基礎年金を七万円に引上げ、全額消費税で賄う。厚生年金、共済年金の掛金は全額返済し民営化等」であり、年金保険料の半額負担のある現行制度を廃止し総人件費の削減である。そのために、老後に受け取る年金額が株式等の運用によつて変動する確定拠出型年金(日本版四〇一K)を創設しその普及を図ってきた。

また、ある学者は、これからの日本の社会保険制度について、経済との整合性、地球環境の問題等を切り口として、「それぞれの給付について基本理念を明確にすべきである」との理論を展開している。そして、「公的扶助、社会福祉、医療、基礎年金を重点化し、報酬比例部分の厚生年金、共済年金は貯蓄的正確であることから民営化すべき」と最もらしく述べている。

国家財政がパイが、小さくなったなかでの重点化に過ぎず、無拠出による「生存権」保障ではない。私は少なくとも、公的扶助、社会福祉、高齢者医療・介護及び基礎年金は無拠出による「生存権」保障であると共に、次の理由で厚生年金、共済年金の民営化に反対する。

財源 第二次世界大戦で、「労働・生活諸条件悪化への組織的抵抗運動を展開しながら、これを反ファシズムの政治運動と結合させた」、フランス総同盟の見解「全ての国民に共通な最低限度の生活保障と、労働者（労働体験を持った者）にたいする最低生活保障とは区別されるべきである」を支持する。

それは、「労働力の再生産費である賃金は、老後の生活費を含めたものでなければならぬ。支払われなかった賃金を取り戻す。」との考え方に立脚している。この見解は、P.ラロツクによってフランス社会保障制度に取り入れられ、一九八四年ILO専門委員会「報告」、一九五三年ILO「社会保障の最低基準に関する条約」第一〇二号に結実し、日本政府は七六年二月に批准した。

社会保障の水準について、同条約の老齢給付は「拠出三〇年で一人当たり平均の純可処分所得の約五〇%、一五年以上拠出した者には比例した支給」とした。日本は、拠出四〇年を標準とし、二五年以上の拠出を支給要件とし、その支給要件がいかに厳しいか明らかである。また、社会保障の水準が、実際に働いている人の賃金を上回ることはあり得ず、最低賃金引き上げと共に労働者全体の賃金引き上げの闘いは、この意味でも重要である。また、日本の防衛費という軍事費は、四四億ドルとアメリカ、ロシアについて世界第三位の規模。〇三年一二月に閣議決定された「弾道ミサイル防衛システム」の整備費は一兆円を超すといわれ、その後の維持管理費は、膨大な費用となる。

一九四二年に厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）が戦費調達を目的に創設された事を考えるとき、同じ過ちを繰り返してはならない。そして、所得税の最高税率を消費税導入前の七五%に戻せば、毎年二兆円の税収が見込まれる。社会保障の財源は、軍事費の削減と最高税率の引き上げ、不公平税制の是正でなければならぬ。

これまで述べたように、社会保障制度はまさしく歴史的産物である（詳しくは、本誌No九一二「社会保障と憲法」原義弘氏）。社会保障の闘いは、良心的学者による「人間としての享受すべき普遍的な権利」にとどまることなく、労働者が担わなければならない。

反撃はまず鉄建公団裁判「勝利判決」から

政府・財界が進める〇七年社会保障制度の全面的見直しと消費税の増税、同年の憲法改悪の国民投票のシナリオを阻止しなければならない。そのためには、国家的不当労働行為に対し「労働者の人間の尊厳」をかけて闘っている「鉄建公団訴訟」の仲間と共闘し自身自身の課題を職場・地域で取組み、労働者が社会保障、平和運動の中心を担わなければならない。私自身、特別なことをやっている訳ではないが国鉄闘争について討論してきた。

職場復帰と年金権の確立を含む損害賠償請求を求めている鉄建公団訴訟は、東京地裁で昨年四回の証人調べが行われた。私は、仕事の都合で裁判傍聴に参加することが困難であるから仲間にも、この闘いの重要性和裁判傍聴の取組みを提起しなければそれまでである。自分が参加できなくても、年金生活者は比較的時間の都合がつくが金銭的にはそれなりに苦しい。そこで、交通費を組織的に保障することによって一人は四回、もう一人は二回裁判傍聴に参加した。そして、裁判の様子を報告してもらい、この闘いの重大性について一層の理解が進み、「カンパを振り込んだ」、「周りの仲間カンパを呼びかけた」と拡がった。いま必要なことは、仲間が集まり討論し一人ひとり「これなら自分もできる」ことを実践することだと思っている。

一つひとつの課題を精一杯闘い、そして社会保障改悪・消費税増税反対を〇七年統一自治体選挙と結合して闘い、勝利することによって政治の流れを変え平和憲法を守り抜くことができる。今回、社会保障の一部である公的年金しか記述できなかった。また、読者からの内容の誤謬についての指摘と忌憚のないご批判を戴きたい。

(二〇〇四年二月一日日記・塚本 鉄男)

◇読者からのおたより◇

味噌工房完成 一昨年末に準備を進めていた味噌工房も完成。昨年十月に地域に根ざした味噌の製造・販売を展開。地元北海道新聞にも紹介され、着実に販路を拡大しつつあります。みなさんも買って、拡げて。新年のお願いです。

(国労音威子府闘争団)

編集部より 音威子府みそ、うまいんです。食べた人には好評です。研究者は「これぞ本物の麴」と推薦してくれています。TEL・FAX〇一六五六一五―三二四三へ。

大学院でさらに勉強 今年の三月、青山学院大学を卒業し、四月から國學院大学大学院の経済学部に入學することになりました。これからも少しずつ勉強していくつもりです。

(東京・S)

編集部より S氏は定年退職後、学生生活を体験されていた元鉄道マンです。大学院決定ですか、ご立派です!

いつも楽しみ 労働者の組織的運動が衰退して久しく、国労本体の脆弱性も顕著な昨今、闘っている人びと、組織を勇気づける貴誌はいつも楽しみです。

(神奈川・W)

編集部より 労働運動には若い労働者の参加が必要。今はそのための核つくりです。**別居生活六年め** 夫婦の別居生活も六年めを迎えました。母T子も九十一歳、「呆けても心は生きている」の思いを大切に、兄弟家族の協力を支えに介護を続けます。

(神戸・O)

編集部より 介護は社会問題です。回りになんと多いことでしょう。私の妻の父(九一歳)、仕事を手伝って下すっているK氏夫妻も。

九条まもりぬく 「青年よ、銃をとるな。婦人よ、再び夫や子どもを戦場に送るな」。またもや訴えねばならない時が。なんとしても憲法九条を守り抜きましよう。

(鳥根・H)

編集部より お送りいただいた賀状のみんなに触れられておりました。あつという間の八ヶ月 降り積もる雪にじつと耐え、その雪が深く重なる背中をピンと伸ばしてはねのける、ゆきやなぎのそのしなやかな強さが好きです。あつという間の八ヶ月でした。

(広島県福山市議・西本章)

編集部より 一日二十四時間が「自由時間」の生活に慣れられましたか。「自由」はいいこと、しかし「規律」つくること難しい。もどかしい 水害に地震、やらねばならぬ事多くあるが、少しづつしかはかどらない、もどかしさ。

(新潟県三条市議・相田邦夫)

編集部より 今年こそいい年にしましょうや。**がんばれ** 「草の根通信」を失ってしまった今では、「社会通信」に頼っています。がんばって下さい。

(大分・Y)

編集部より 松下竜一さんのご逝去、本当にさびしい。Yさんの原稿よろしく。**拡大します** なかなか新規拡大できず申し分けありません。今年もよろしく。

(北海道・S)

編集部より 活字メディアはどれも青息吐息です。携帯電話、インターネット万能の時代ですが、やがて「見直し」の時も。

(佐賀県鹿島市議・谷口良隆)

今こそ出番 情勢は社会通信の出番!今年も指針よろしく。

編集部より 期待裏切らないようガンバルぞ!

「通信」だけ 今では仕事に追われての毎日です。しかし、「通信」を読まなくなったら私も最後だと思っ読んでいます。今後ともよろしくお願いします。

(しが・S)

編集部より 私の方こそよろしく! 政治の世界は、大政翼賛状況下、自民・民主両党に内部矛盾が顕在化し始めたようです。この矛盾を追求してゆきたい。

外務省は米の出先機関 冬至も近くなり、暖冬も終わりそうです。現在、自民党総務会長の久間氏は〇三年二月一日、朝日新聞のイラク攻撃は是非かとの問に答えて、「日本の外務省は米国の

外務省みたいなもの」「日本は米国の何番目かの州みたいなものだから、しょうがない」と、政調会長代理と発言した。

(えひめ・M)

編集部より 石油の九〇%を中東にたより、食糧の四〇%、軍事情報のほぼ百パーセントがアメリカから、アメリカにとつちや、日本は昔の「天領」みたいなもの。
がんばって 年の瀬に向かいご多忙と存じますが、健康に留意され、頑張ってください。
(千葉・S)

編集部より 多忙 誌代遅くなつてすみません。残金少額ですが、カンバします。年末になり、何かと忙しくなります。御身、ご自愛のほど。
(京都・H)

編集部より ドル危機必至(?) お送りした資料に関連する論文としては、*The Passing of the buck*、(十二月十一日—十七日号)、*Debt and dotage*、(アメリカの年金制度の民営化問題について論じています。イラストでは戦車が水没しています)、*Time*誌でも十一月二十九日号で、*The meaning of a Dropping Dollar*としてアメリカ国内ではドル安の痛みを感じないことや、アイルランドからの移民がドル資産を処分し、故郷に資産を移し変えたことなどを紹介しています。アイルランドではこの七年間に住宅資産価値が一八七%も上昇したことが注の中の表から分かります。このパブルは必ずしも、この人は泣くでしょう。重要なことは、とうとう「エコノミスト」誌がドル体制の危機を巻頭で論じ、世界的な意思統一を図っていることです。政治・経済すべてがこれをめぐって動いており、かつ加速しています。例えば、アメリカではブッシュの泥船からの逃亡が始まっており、力のないライスはが國務長官を押し付けられ、国内安全省保障省のリッジ長官は辞職を表明、後継に指名されようとしたケリクも辞退しました。アメリカ軍ラジオ放送ではこの国内安全省保障省長官の辞職、辞退をトップで大声でやしてやりました。『朝日』ではいずれも夕刊3面の小さな記事でしかありません。十二月二二—二三日迄ペンハーゲン、ストックホルムをぶらついてきます。(東京・H)

十二・一に希望実感 お元気で怒ること存じます。不快極まる一年が終わろうとしています。今年さいごの紙つぶてを送信します。ゆつくり温泉・旅にでも出掛けたいのですが、そんな気分にならない状況。来年も頑張りますようね。
(茨城・M)

編集部より 判決 「判決」までに支援の側ができることはなんなのでしようか。
判決 今年も鉄道公団訴訟判決の年です。どのような判決が出るのかは分かりませんが、少なくとも不当労働行為の存在を否定するようなものはないと確信しています。もちろんこれまでの闘いの中では裁判に期待しすぎて痛目にあつた経験をいやと言うほどしてきましたが、十分に注意しながらと思っています。
(国労紋別闘争団 一同)

編集部より 現業職給料表が改悪 長引いていた特区連(東京二三区職労)の〇四年賃金闘争が十二月一日日終つた。結論は改善点がなにもなく、現業系人事制度が改悪され、苦渋の選択を余儀なくされる内容であつた。給与、諸手当、一時金等の前進なく、現業職給料表の改悪となつた。攻勢を強める二三区長会(当局)とそれに抗しえない特区連の現状が出た。清掃特勤手当は日額七百円で妥結。職場の声を生かし、総括し、今後のカテに。
(自治体労働者・Y)

編集部より 労働の仲間、本当にがんばっていらつしやる。そろそろがんばり方を再度考える時かも知れない。いつもお世話になってます。毎号楽しく読ませていただいています。郵政の職場は民営化に向けて、人員削減などの合理化が労資一体で進められています。その中での人権侵害もひどいものです。でも頑張ります。
(大阪・O)

編集部より 郵政は世界最大のバンク、保険企業体であることです。そこが、諸外国の郵政とは根本的に異なります。物流、郵便だけではないことです。庶民のお金約四百兆円を投資市場にとり込みたいが、民営化の本質です。
(神奈川・H)

編集部より 読者からの長い電話が来ました。その主な目的は、「社会通信を見たら、読者からのおたより、神奈川・Kとは、木村さんだらう」。そして、『鉄建公団』『争議団』『高齢の仲間の喪』『新社会党』『北海道原告団』『心証』等々話が止まらなかった。最高に嬉しかった。国会議員が国会でいろいろな事を論議しても、何を論議しているのかほとんど解らないのに、社会通信では『読者からのおたより』に掲載されただけで、仲間からの情熱が跳ね返ってきたので、俺は国会議員以上だと思えてしまった。
(私鉄労働者OB・K)

編集部より 「読者からのおたより」皆さん楽しみにしていたいています。印刷所で輪転機回して下さっている青年も、「タキノさん、ここだけは見るんだ」だって。「全部読んで」と私。